56

⑪ 大阪府障がい者差別解消協議会

**２　啓発活動について**

解消協が有する支援地域協議会の機能を発揮しながら、障がい者差別解消に

向けて、地域と連携しながら、啓発に取り組むことが必要。

①府民の障がいに対する理解の促進について

・府民の障がい理解が十分ではないと考えられる。また、障がい者に対して、法

理解に関する更なる啓発が必要。

②事業者に対する啓発について

・事業者の法の浸透度は不十分であると考えられるが、合理的配慮の不提

供は差別であるという認識は浸透。

　　　大半の事業者は、努力義務であっても社会的責任としてできる限り対応。

**３　事業者による合理的配慮の義務化**

①義務化の根拠

・障害者権利条約では、合理的配慮は法的義務

・ＳＤＧｓに基づいた取組みや大阪・関西万博に向けて国際基準を満たした

共生社会づくりが必要

②義務化の効果

・法の理念等の浸透という啓発効果（社会的効果）

・あっせんという紛争解決の方法が可能（法的効果）

③事業者への影響

・「過重な負担のない範囲」のため、事業者の負担が大きくなることはない。

・事業者が抱える不安（過重な負担の基準が不明確等）への解消が必要

・条例で義務化している他都道府県では特段の支障なし。

⇒義務化の方向で検討をすすめるべき。

ただし、事業者には合理的配慮の提供の範囲や過重な負担の基準等に関する不安や懸念があり、慎重な検討を望む意見も多い。これらの不安や懸念を解消するための具体的な取組みを併せて検討し、実行していくことが必要。

**※国の動向**障害者政策委員会で**障害者差別解消法の見直しを検討（今年度内に意見取りまとめの予定）**

　　　　　　　　　　国連による障害者権利条約の実施状況に関わる日本の初審査・勧告（2020年夏）

障がい者差別解消協議会（以下、「解消協」という。）の今年度の取組み：

条例附則の施行後３年を目途とした見直し検討規定を踏まえ、以下のとおり、条例の施行状況を検討し、課題や対応を整理したうえで、条例の運用上の取組みや必要な方策について意見を取りまとめた。

**１　相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備**

　①広域支援相談員の機能について

・広域支援相談員は有効に機能しているが、相談対応の質が担保できる仕

組みとして、相談員の体制整備の充実が必要。

②府による市町村への助言等の機能について

・市町村での相談体制の更なる整備が必要。府は、市町村の取組みの格

差を埋め、すべての市町村で取組みの促進が図られるよう、市町村支援等

の方策を充実させていくことが必要。

③大阪府障がい者差別解消協議会の機能について

・解消協に参画する構成員が、地域の差別解消のネットワークとつながり、地

域や業界で起きている埋もれた差別事案が紛争に至る前に、行政と連携し

ながら解決できるような取組みが必要。

　④合議体の機能について

・あっせんは、広域支援相談員が行う当事者間の調整よりも、一歩踏み込ん

だ紛争解決が可能。

合理的配慮の不提供をあっせんの対象にするためには、合理的配慮を法的義務化することが必要。なお、現行でも、合理的配慮の不提供により、不当な差別的取扱いに至る事例はあっせんの対象。

・合議体は、様々な意見を踏まえながら判断の安定性を確保する仕組み。

今後も現行の仕組みのまま、合議体を運用することが望ましい。

**大阪府障がい者差別解消協議会　大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討について**

資料５

今後も取組みの継続や充実が必要

６　今後の方向性　○　**上記提言を踏まえ、国の動向を見定めながら、条例改正も含めて検討を進める。**